

第25期宝塚市農業委員会

令和6年第5回議事録

(2024年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和6年5月23日

(2024年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和6年第5回議事録

1. 日 時 令和6年(2024年)5月23日(木)14時00分～15時00分

2. 場 所 政策会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

逢坂委員

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

上田推進委員

9. 事務局

事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫、飯田啓貴 事務職員 永井敬善、岡村美佑

10. 議 題

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 1 議案第27号 | 農用地利用集積計画決定の件 |
| 2 議案第28号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件 |
| 3 議案第29号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 |
| 1 報告第28号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 |
| 2 報告第29号 | 農用地利用集積計画の変更の件 |
| 3 報告第30号 | 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件 |

令和6年第5回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和6年5月23日

開会 午後2時00分

○林会長 ただいまから第25期宝塚市農業委員会令和6年第5回総会を開催させていただきます。本日は、上田推進委員さん、逢坂委員さんが欠席です。会議に必要な過半数は出席しておりますので、第5回総会は成立しております。本日の議事録署名人は10番の金岡委員さん、11番の西田委員さんのお二人にお願いしたいと思います。それでは、事務局長から諸般の御報告をお願いしたいと思います。

○事務局長（諸般の報告）

○林会長 何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、それでは議案審議に移りたいと思います。議案第27号 農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第27号 農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

農用地利用集積計画（議案第27号）1件目、貸主が（住所）、（氏名）さん。借主が（住所）、（氏名）さん。所在が大原野（地番）、地目はともに田。地積が542㎡と502㎡。令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。利用権の種類は使用貸借権です。

2件目、貸主（住所）、（氏名）さん、借主は（住所）、（氏名）さん。所在が大原野（地番）。地目が田。地積が971㎡。期間が令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間です。貸借権で、年間の使用料が1万円となっております。

3件目、貸主が（住所）、（氏名）さん。借主が（住所）、（氏名）さん。所在が大原野

〔地番〕。地目が田。地積1,587㎡。期間が令和6年4月1日から令和26年3月31日までの20年間となっております。利用権の種類が貸借権で、年間の貸借料が1万5,000円となっております。

4件目、貸主が〔住所〕、〔氏名〕さん。借主が〔住所〕、〔氏名〕さん。所在が大原野〔地番〕。地目が田。地積1,103㎡。期間が令和6年4月1日から令和26年3月31日までの20年間となっております。利用権の種類が貸借権で、貸借料としまして年間1万円となっております。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。1件目、西田委員。

○西田委員 特に問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。2件目、船岡委員。

○船岡委員 特に問題はないと思います。

○林会長 3件目、4件目、福本委員。

○福本委員 ここも同じ方なので、大丈夫だと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員さん、推進委員さんで本件に対しまして、何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、採決いたしたいと思います。

農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に、議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書の7ページを御覧ください。議案書の中身の御説明に入る前に、皆様が許可申請を農地法4条、5条の許可申請を受けられるのが初めてだと思いますので、先そちらの御説明からさせていただきます。農地法4条、5条の届出とは違い、市街化調整区域に関しましては、農地法4条、5条で許可申請という形で申請をいただいております。こちらは、5条、4

条の届出とは異なり県許可になりますので、この総会では県に進達することを決定していた
だき、その後、皆様から出た意見や条件を基にこちらで意見書を作成して、県に申請書ととも
にその意見書も進達するという内容になります。この議案第28号の農地法4条の許可申請と
議案第29号の5条の許可申請は2つとも営農型太陽光発電の申請になります。営農型太陽
光発電というものが、農地の上に太陽光発電を設置するものになりますが、その設置するポー
ル部分のみの転用になります。農地の上に簡易な構造でかつ簡単に撤去できる支柱を建てて、
農地の上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う
事業のことを営農型太陽光発電といいます。通常の農地転用とは違う部分は、先ほど申し上
げた全体の農地転用ではなく、支柱部分の一部の転用であるということと、実際の農地法の
施行規則で定められた営農計画書であったり、営農への影響見込みなど追加の添付書類が
必要となります。また、令和6年4月1日から農地法の施行規則が改正されまして、今年度から
新しく収支見込みといった書類も必要になりました。議案のほうに移らせていただきます。

7ページ、議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農
地法第4条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、
御審議願います。

では、8ページを御覧ください。

1件ございます。届人が（住所）、（氏名）さん。申請地は宝塚市大原野（地番）、地目
は田、農地面積が1,538㎡中の支柱部分の0.316㎡です。（氏名）さんという方が3条で
賃借権を設定され耕作をしておられます。転用目的といたしましては、営農型太陽光発電設備
の設置。施設の概要につきましては、10ページの図面を御覧ください。太陽光発電に係る面
積といたしましては、下部と同じ面積である1,538㎡です。こちらの農振農用区域内の農地で
して、添付書類といたしまして営農型発電設備の設計図、営農型発電設備の下部の農地にお
ける営農計画書、下部の農地における営農への影響見込書及びその根拠書類、この場合は
必要な知見を有する者の意見書、水利組合の同意書、隣接農地の同意書、また毎年報告を
いただくということと、毎年収支見込みをこちらに提出するという誓約書が添付されていました。

営農型発電設備の設置に係る一時転用の申請です。以上です。

○林会長 ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。西田委員さん。

○西田委員 特に問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員さん、推進委員さんで何か本件に対しまして御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、また県に進達するに当たって、事務局からは下部の農地の栽培実績及び収支報告書を毎年提出することを条件として付しますが、その他付すべき意見、条件はありませんか。それでは、県に進達することに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、県に進達することといたします。

次に、議案第29号 農地法第5条第1項に規定する許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、皆様、議案書11ページを御覧ください。議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。

次の12ページを御覧ください。

先ほどと同じく営農型太陽光発電の申請書になります。申請人、譲受人が(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。申請地が大原野(地番)。地目が田。地積が1,256㎡のうち支柱部分の0.22㎡。耕作者は(氏名)さん。転用目的が営農型太陽光発電設備の設置のため。施設の構造につきましては、14ページの図面を御覧ください。下部農地の面積は1,256㎡です。権利の種類としては賃借権。その他といたしまして、農振農用地区内の農地であることと、添付書類といたしまして営農型発電設備の設計図、営農型発電設備の下部農地における営農計画書、また下部農地における営農への影響見込書及びその根拠書類、必要な知見を有する者の意見書、水利組合の同意書、隣接農地の同意書、また毎

年報告を行う旨の誓約書、営農型発電設備の設置に係る一時転用の申請書となっております。こちら先ほどと同じ3年ごとの更新の申請になります。以上です。

○林会長 説明は終わりました。地区委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。西田委員さん。

○西田委員 特に問題ありません。

○林会長 ありがとうございます。農業委員さん、推進委員さんで何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、また県に進達するに当たって事務局からは下部農地の栽培実績及び収支報告書を毎年提出することを条件として付しますが、その他に付すべき御意見や条件はございますか。それでは、特に何か御意見等ございますか。ないようでしたら、採決いたします。

農地法第5条第1項の許可申請の件について、県に進達することに賛成農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、県に進達することといたします。

続いて、報告事項に移ります。

報告第28号 農地法第4条第1項第7号の既定による届出の件を報告いたします。事務局、説明願います。

○事務局 報告第28号 農地法第4条第1項第7号の既定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。令和6年(2024年)5月23日 宝塚市農業委員会会長 林五郎。

では、16ページを御覧ください。

1件ございます。届出人が(住所)、(氏名)さん。届出地が安倉南(地番)。地目は畑。地積が89㎡。転用目的といたしましては露天駐車場。構造はコンクリート敷で面積は横の(地番)も含めて286㎡となる予定です。水利組合の同意書の添付と、隣接農地はないため同意書の添付はございません。あと、既に形状が変わっており、駐車場になってしばらく経ちま

すので、始末書の添付もございました。隣接地である（地番）と併せて駐車場となっております。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明が終わりました。地区委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。田中委員さん。

○田中委員 特に問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員さん、推進委員さんで本件に対しまして何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、続いて報告第29号 農用地利用集積計画の変更の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書の19ページを御覧ください。

報告第29号 農用地利用集積計画の変更の件。別紙のとおり、宝塚市長から利用権の解除申出書が提出された旨の通知がありましたので、報告します。では、20ページを御覧ください。全部で2件ございます。

1件目が、貸主が（住所）、（氏名）さん。借主が（住所）、（氏名）さん。届出地が長谷（地番）。地目が田。1,986㎡のうち700㎡を借りておられました。もともとの利用権として、令和5年6月1日から令和10年3月31日までの4年10か月間、賃借権として借りられる予定でしたが、令和6年1月31日に合意解約が成立し、その後、令和6年3月31日に合意する解約、土地の引き渡しが行われました。解約理由といたしましては、圃場管理について貸主の要求に応えることが困難になったためです。

2件目、貸主が（住所）、（氏名）さん。借主が（住所）、（氏名）さん。届出地が長谷（地番）の全部で4筆です。地目は全て田。地積は4筆合計で5,333㎡。利用権の設定時は令和2年9月1日から令和12年8月31日の10年間です。10年間の設定でしたが、10年間で賃借権を結んでおりましたが、令和6年4月30日をもって合意解約が成立いたしまして、同日に土地の引き渡しがあり合意解約が成立いたしました。以上です。

○林会長 ありません。説明は終わりました。農業委員さん、推進委員さんで何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、続いて報告第30号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局（男性） それでは、議案書23ページを御覧ください。

報告第30号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。それでは、24ページを御覧ください。

全部で3件ございます。

1件目です。申請人が（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は、令和3年6月18日から令和6年4月10日。耕作面積が667㎡。対象農地が中筋（地番）の1筆です。証明年月日が令和6年4月10日です。

続きまして、2件目です。申請人が（住所）、（氏名）さん。農業経営期間が令和3年4月14日から令和6年4月12日です。対象農地についてですが、面積が518㎡。対象農地の地番が御殿山（地番）です。証明年月日が令和6年4月12日です。

3件目です。申請人が（住所）、（氏名）さん。農業経営期間が令和3年5月12日から令和6年4月17日までです。耕作面積が670㎡。対象農地の地番が中筋（地番）の1筆となっております。証明年月日が令和6年4月17日でございます。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。農業委員さん、推進委員さんで何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、以上で本日の議案3件、報告3件について、審議等は終了いたします。これをもちまして、令和6年第5回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載、相違ないことを認証する

6番（会長） 林 五郎

10番 金岡 昭弘

11番 西田 勝